平成２１年（フ）第１８５号
青森県八戸市大字尻内町字前河原３番地35　レオパレス喜太郎Ⅲ102号室、申立時の住所　福島県いわき市平字童子町３番地の19　ライオンズマンションいわき童子町1002号
破産者　上見　克利
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２０年（フ）第３７９号
埼玉県越谷市大成町１丁目2132番地
破産者　齋藤　次雄
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４１５号
埼玉県三郷市東町41番地１、申立時の住所埼玉県三郷市高洲１丁目318番地１　ハーヴェスト高洲205号
破産者　池田　光廣
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５６７号
埼玉県春日部市西金野井39番地
破産者　中田　　勝
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３４１８号
横浜市金沢区西柴３丁目11番18号
破産者　小林　利彦
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６８２号
横浜市泉区新橋町1332番地３
破産者　近藤　哲範
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７５号
新潟県新潟市東区船江町１丁目40番13号
破産者　伊藤　俊一
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３１０号
新潟市中央区紫竹山７丁目13番32号　グランディール紫竹山212号
破産者　長川　文子
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第８７号
新潟県小千谷市大字**稽**生150番地９
破産者　酒井　大知
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第８８号
石川県七尾市光陽台39番地
破産者　谷口　妙子
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２１年（フ）第１４４号
長野県佐久市岩村田62番地５　サン・コーポラス岩村田１―501号
破産者　杉山佐枝子
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第５２２号
静岡県浜松市中区高丘東３丁目53番23―603号　リバティ葵ヶ丘、前住所静岡県浜松市中区広沢３丁目11番701号　広沢ガーデンヒルズ
破産者　間淵　和幸
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第５２３号
愛知県名古屋市名東区高針５丁目1280番地の１、前住所静岡県浜松市中区広沢３丁目11番701号　広沢ガーデンヒルズ
破産者　間淵由利子
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２０年（フ）第６４７号
滋賀県守山市守山２丁目16番14―1003号
破産者　美舟登美子
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５９号
滋賀県草津市新浜町10番地12
破産者　北村三代誌
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２９０号
滋賀県甲賀市土山町徳原83番地
破産者　甲賀商会こと　安田　昌滋
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５８７号
滋賀県栗東市中沢３丁目11番10号
破産者　八建シール工業こと　八木　浩一
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６００号
滋賀県野洲市六条2184番地　ＳＩＸアベニュー106号、前住所京都府宇治市菟道平町52番地の12
破産者　石川建装こと　石川　友也
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１１９２号
京都市左京区岩倉東宮田町60番地　ロジュマン京都国際会館104号
破産者　小柳　哲雄
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係